

未熟児養育医療

1 未熟児養育医療とは

生まれたときの体重が 2,000 g 以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費が軽減される公費負担制度です。

おむつ代、差額ベッド代など保険診療外の部分は対象外ですので、医療機関に支払いをしてください。

2 医療費の公費負担制度とは・・・

保険診療の医療費全体	
自己負担 2 割	保険負担 8 割

この部分について、皆さんの収入に応じて公費負担する制度です。承認されると世帯の収入に応じて自己負担基準額が決定します。この基準額は一月の基準額であり、日割り計算をします。

(例) 負担基準額が月 34,800 円で、30 日ある月に 19 日間入院した場合

$34,800 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} \times 19 \text{ 日} = 22,040 \text{ 円}$

* 世帯の年収が高額な場合は自己負担 2 割全額となります。

3 申請手続き

①書類を調べて村に提出します (必要書類は裏面参照)

↓
給付承認、不承認が決定します。承認されると自宅に「養育医療券」が届きます。医療機関には村よりその写しを送付します。

②自宅に届いた「養育医療券」を医療機関窓口に提示します

③村より送付された「納入通知書」により自己負担金を金融機関に納めます

↓
村より「納入通知書」を郵送します。
* 養育医療券が届いてから 3 カ月くらい後になることが多いです。
* 入院が長期になった場合は、数回に分けて納入通知書を送ります。

④「福祉医療費給付制度」による手続きをします

↓
乳幼児については村から医療費の助成を受けられますので、自己負担金の償還 (払い戻し) 手続きをとってください。詳細についてはご連絡します。

4 その他

申請をされたお宅には、村の保健師が家庭訪問をさせていただき、体重測定や子育てについてのお話を伺ったりします。お子さんが退院されたら、保健師までご連絡ください。

5 申請に必要な書類

① 養育医療給付申請書*

② 世帯調書*

*は村に用紙があります

③ 印鑑

④ 養育医療意見書（指定医療機関で記載したもらったもの）

⑤ 健康保険証の写し（生まれたお子さんの名前が入ったもの。手続き中の方はその証明書又は加入予定の保護者の保険証の写し（後日お手元に届き次第、お子さんの保険証の写しを提出））

⑥ 所得税額のわかる書類（こどもを除いた世帯全員のものがが必要です。）

別紙をご覧ください。

6 問い合わせ先及び申請書提出先

〒399-1895 長野県下伊那郡泰阜村 3236 番地 1

泰阜村役場住民福祉課

TEL 26-2111